



観音包括かわら版

2024年11月発行

祝 8月26日、南観音に「和っカフェ」が誕生しました！





【成年後見制度とは？】

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない人の預貯金の管理など(財産管理)や日常生活での様々な契約など(身上保護)の法律行為について、家庭裁判所が選任した成年後見人などが支援する制度です。

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など
財産に関する契約などについての支援

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続き、
費用の支払いなどについての支援

支援する人が本人に代わって契約などを行うこと()や、本人のみで行った不利益な契約を取り消すこと()などにより、本人を支援します。

【どこで相談できるの？】



以下の広島市成年後見利用促進センター、広島市観音地域包括支援センター、広島市西区障害者基幹相談支援センターまでお問い合わせください。

(南区松原町5-1 BIGFRONTひろしま 6階 広島市社会福祉協議会内)

(下枠内のとおり)

(西区草津梅が台10-1)

★ 10月より観音地域包括支援センターの開所時間を延長しました！

広島市観音地域包括支援センター

広島市西区観音町16-19

生協けんこうプラザ3階

292-3582

292-3172

